

岡垣町観光魅力づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡垣町観光協会正会員（以下「会員」という。）が実施する、独自性があり町の観光振興及び誘客促進、魅力向上につながる事業に岡垣町観光協会（以下「協会」という。）が会員に予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金は会員及び会員で構成されたグループに交付する。

(交付対象事業)

第3条 補助金を交付する事業は、次の各号のすべての事項に該当するものとする。

- (1) 岡垣町内の観光事業を推進し及び地域経済の活性化等に寄与する独自性かつ新規性のある事業であること。
- (2) 地域の特性や地域資源を活かしたイベント・ツアー等であり、町の交流人口や観光消費額の増加を図る取組であること。
- (3) 幅広く地域へ誘客できるイベント若しくは町の魅力を PR できる観光商品またはコンテンツであること。
- (4) 地域の他事業者との連携が見込まれ、地域全体への経済波及効果が期待できる事業であること
- (5) 実施体制やスケジュールなどが計画性のある事業であること
- (6) 予算が具体的かつ合理的であり、実現可能な事業であること
- (7) 継続性のある事業であること。
- (8) 他の補助金の対象となっている事業でないこと。
- (9) 政治的活動を目的とするものでないこと。
- (10) 事業を実施する年度の3月31日までに事業が終了する単年度事業であること。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別表1のとおりとする。

(補助金の応募)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「提案者」という。）は、協会会長（以下「会長」という。）が別に定める日までに、企画提案書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）、事業計画書（様式第3号）並びにその他必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(審査委員会の設置)

第6条 会長は、前条の規定による企画提案書を審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は協会副会長2名及び協会理事2名（協会副会長を除く）で構成し、審査委員の任期は、理事の在任期間とする。

(企画提案書の審査)

第7条 審査委員会は第5条の規定による企画提案書の提出があったときは、その事業について審査し、事業の採択の可否を決定するものとする。

2 前項の審査は提案事業審査表(様式第4号)において審査を行う。

3 審査委員会は、前項の審査を行う際、必要に応じ提案者に対し提案説明(プレゼンテーション)を求めることができる。

4 提案者は、前項に規定する提案説明の求めがあったときは、審査委員に対し提案説明をしなければならない。

5 審査委員は、事業の採択に際し、審査内容等を参考に提案者に対し、事業計画の一部変更の協議を申し出ることができ、この結果を採択に反映させることができるものとする。

6 審査委員は、審議の経過及び結果について、速やかに会長に報告しなければならない。

7 会長は、全ての提案者に対し、提案事業の採択の可否について通知(様式第5号)するものとする。

(事業報告書)

第8条 提案者は、事業成果について、事業終了後、速やかに所定の事業報告書(様式第6号)及び精算書(様式第7号)にその他必要な書類を添えて会長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により実績報告を受けたときは、報告書類等の審査を行い、補助事業の成果が提案事業の採択の内容に適合すると認めるときにおいて補助金を交付する。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、提案事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金の返還)

第10条 会長は、提案者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

(2) 会長が付した条件に違反したとき。

(3) 前号のほか、この要綱に違反することが認められたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

| 種別 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|--|---|---|-----------|
| 新規事業 | | 左記に掲げる経費の 3分の2以内 (1,000 円未満の端 数は切り捨てる) | 400,000 円 |
| 継続事業 ただし、1年目の事 業終了後の事業評価 で、翌年度以降も同 じ事業を実施するこ とで、さらに事業の 効果が認められる事 業に限る。 なお、継続する補助 期間は1年間とす る。 | 1 報償費 2 旅費 3 需用費 4 役務費 5 使用料及び賃借料 | 左記に掲げる経費の 2分の1以内 (1,000 円未満の端 数は切り捨てる) | 200,000 円 |